

公益財団法人 公益法人協会 第13回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成23年6月23日(木) 13時55分～15時10分
- 2 開催された場所 学士会館 306号室
- 3 理事総数及び定足数
現在数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 9名
(本人出席) 太田達男、金沢俊弘、鈴木勝治、田中 皓、土肥寿員、長瀧重信、
福原義春、宮川守久、山本 正
(欠 席) 浦上節子、片山正夫、岸本幸子、早瀬 昇、堀田 力、松岡紀雄
(監事出席) 高宮洋一
- 5 議 案
決議事項 第1号議案『代表理事及び執行理事の選任』の件
第2号議案『理事長、専務理事及び常務理事の選任』の件
第3号議案『平成23年度役員報酬』の件
報告事項 ①第6回評議員会の決議内容について
②「東日本大震災被害者緊急支援のための救援基金」の募金及び第3回
支援金配分の状況について
③平成23年度税制改正について
④特定非営利活動促進法の一部改正について
- 6 議事の経過及びその結果

出席理事の互選により太田理事が仮議長に選出され、議長は、定足数の充足を確認の上、議案の審議に移った。

(決議事項)

第1号議案『代表理事及び執行理事の選任』の件

議長より、代表理事及び執行理事の候補者に関する議案説明があった。審議の結果、次のとおり選任を出席理事全員一致で可決した。

(代表理事) 太田達男、金沢俊弘

(執行理事) 鈴木勝治、土肥寿員

第2号議案『理事長、専務理事及び常務理事の選任』の件

議長より、理事長、専務理事及び常務理事の候補者に関する議案説明があった。審議の結果、次のとおり選任を出席理事全員一致で可決した。

(理事長) 太田達男

(専務理事) 金沢俊弘、鈴木勝治

(常務理事) 土肥寿員

第3号議案『平成23年度役員報酬』の件

議長より、同議案に関する原案説明があった。説明によれば、平成23年度役員報酬は、

本年3月に開催した理事会にて4～6月の3か月分について決議を受けているが、本理事会にて、7月以降の23年度役員報酬(別紙)の決議を求めるものである。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

(報告事項)

① 第6回評議員会の決議内容について

議案審議の前に、議長より本理事会の前に開催された第6回評議員会の決議内容について報告があった。報告によると、平成22年度事業報告及び財務諸表は理事会が提出した原案どおり決議された。また、役員等の改選があり、理事は12名が再任され、退任及び新たな選任が3名ずつあった。監事は3名のうち2名が改選期に当たり、いずれも再任された。また、評議員は3名が辞任し、8名が新たに選任されたので29名となった。選任された方は、いずれも役員等候補選出委員会が選出した候補者である、等々。

② 「東日本大震災被害者緊急支援のための救援基金」の募金及び第3回支援金配分の状況について

金沢専務理事より、前回理事会以降の同救援基金の募金状況及び支援金の第3回配分並びにその対象団体等につき説明があった。

③ 平成23年度税制改正について

鈴木専務理事より、平成23年度税制改正について報告があった。報告によると、税制改正により、個人が一定の要件を満たした公益社団法人・公益財団法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金につき、所得控除(寄附金控除)との選択で税額控除制度の適用を受けることが可能になり、特に小口の寄附者にとって減税効果が大きい税額控除の設置により、寄附金の増加が大いに期待されることである。

④ 特定非営利活動促進法の一部改正について

鈴木専務理事より、NPO法人に関して所轄庁の変更、認証制度の柔軟化・簡素化、認定制度及び仮認定制度の導入等を骨子とする法律改正があったこと、また、認定・仮認定要件の内容につき報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成23年 7月 / 日

代表理事 太田 達男 

代表理事 金沢 俊弘 

監 事 高宮 洋一 

(別紙)

役員報酬の金額等

(単位：円)

理事氏名	号俸	俸給月額	H23年7月 ～24年3月	H23年度 年間換算 役員報酬	H22年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
太田 達男	28	640,000	5,760,000	7,680,000	7,680,000	週5日
金沢 俊弘	26	600,000	5,400,000	7,200,000	7,200,000	週5日
鈴木 勝治	17	420,000	3,780,000	5,040,000	4,560,000	週4日
土肥 寿長	4	160,000	1,440,000	1,920,000	1,920,000	週2日

- 1 宮川守久理事は不定期出勤であり、定例報酬としては支払わず、出勤日数に応じて支払う予定である(一日当たり2万円)。
- 2 なお、役員賞与は支給しない(役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第4項)。